

中小企業者と農林漁業者との連携による 事業活動の促進に関する法律について

平成20年7月
農林水産省
経済産業省

1. 法律制定の目的

中小企業者と農林漁業者とが有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して行う事業活動を促進することにより、地域を支える中小企業の経営の向上及び農林漁業経営の改善を図るため、税制・金融面をはじめとした総合的な支援措置を講ずる。

2. 法律の概要

(1) 基本方針の策定

主務大臣が、農商工等連携事業の促進の意義や基本的な方向等を示した方針を策定する。

(注) 農商工等連携事業

中小企業者と農林漁業者とが連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して、新商品又は新役務の開発等を行うこと

(2) 農商工等連携事業計画の策定及び支援制度の創設

主務大臣が、中小企業者及び農林漁業者が共同して作成した農商工等連携事業に係る計画を認定し、認定を受けた者に対し、次の支援措置を講ずる。

①中小企業信用保険法の特例

計画の認定を受けた中小企業者に対し、普通保険（2億円、組合等は4億円）、無担保保険（8千万円）、特別小口保険（1250万円）及び流動資産担保保険（2億円）の別枠化、填補率の引き上げ（70%→80%）等を行う。

②小規模企業者等設備導入資金助成法の特例

計画の認定を受けた小規模企業者（常時使用する従業員数が20人以下の事業所など）に対し、設備資金貸付の貸付割合を引き上げる（上限を1/2以内→2/3以内）。

③食品流通構造改善促進法の特例

計画の認定を受けた食品の製造等の事業を行う農林漁業者や中小企業者に対し、食品流通構造改善促進機構が、当該事業に必要な資金の債務の保証等を実施することを可能とする。

④農業改良資金助成法、林業・木材産業改善資金助成法、沿岸漁業改善資金助成法の特例

計画の認定を受けた中小企業者が、農林漁業者の行う農業改良措置等を支援する場合に、当該中小企業者が農業改良資金等の貸付を受けられることとするとともに、計画の認定を受けた中小企業者又は農林漁業者が当該計画に基づいて行う事業に必要な農業改良資金等の償還期間及び据置期間を延長する（償還期間：10年→12年、据置期間：3年→5年）。

⑤課税の特例

計画の認定を受けた中小企業者のうち、新商品又は新役務の需要の開拓の程度が一定の基準に適合する旨の確認を受けた者に対し、設備投資に係る所得税及び法人税の特別償却等の特例措置（取得の場合、特別償却（30%）又は税額控除（7%））を講ずる。

(3) 農商工等連携支援事業計画の策定及び支援制度の創設

主務大臣が、一定の要件を満たす一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動法人が作成した中小企業者と農林漁業者との連携を支援する事業に係る計画を認定し、認定を受けた者を中小企業者とみなして中小企業信用保険法を適用する。

(4) その他

国等の施策として、以下の事項を法定する。

- ①認定を受けた事業者に対する国による指導・助言
- ②中小企業者と農林漁業者との交流又は連携の推進、研修、情報の提供その他の必要な支援（国、地方公共団体、中小企業基盤整備機構）
- ③地域経済の健全な発展への配慮

3. 施行期日

7月21日

「中小企業者と農林漁業者との連携による 事業活動の促進に関する法律」関係法令の構造

法律

- 業種の壁を越えた連携を促進するための、農水省・経産省による行政の壁を越えた従来にない法律
- 中小企業者と農林漁業者が共同で申請した計画を認定した場合、農水省・経産省の両省が共同で支援

(農商工等連携事業)〔第2条第4項〕

- (1) 中小企業者と農林漁業者とが有機的に連携して実施
- (2) 中小企業者と農林漁業者のそれぞれの経営資源を有効に活用して、新商品の開発、生産若しくは需要の開拓又は新役務の開発、提供若しくは需要の開拓を行うもの
- (3) 中小企業の経営の向上及び農林漁業経営の改善を実現

(農商工等連携支援事業)〔第2条第5項〕

- (1) 一定の要件を満たす公益法人又は特定非営利活動法人が実施
- (2) 中小企業者と農林漁業者の交流の機会の提供、農商工等連携事業に関する指導又は助言等により農商工等連携事業を支援

事業の実施のあり方等を
具体的に規定

基本方針(告示)

- 1 農商工等連携事業の促進の意義及び基本的な方向に関する事項
- 2 農商工等連携事業に関する事項
 - 一 農商工等連携事業の内容に関する事項
 - 二 農商工等連携事業の実施により中小企業の経営の向上及び農林漁業経営の改善を図るための方策に関する事項
 - 三 農商工等連携事業の促進に当たって配慮すべき事項
- 3 農商工等連携支援事業に関する事項
 - 一 農商工等連携支援事業の内容に関する事項
 - 二 農商工等連携支援事業の促進に当たって配慮すべき事項

申請



認定

申請



認定

更に詳細な基準や手続きを
具体的に規定

実施要領(事務通知)

農商工等連携事業計画

- 1 農商工等連携事業の目標
- 2 農商工等連携事業の内容及び実施期間
- 3 農商工等連携事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

支援措置

- 林業・木材産業改善資金助成法の特例
(償還期間及び据置期間の延長)
- 中小企業信用保険法の特例
(保証限度額の拡大)

農商工等連携支援事業計画

- 1 農商工等連携支援事業の目標
- 2 農商工等連携支援事業の内容及び実施期間
- 3 農商工等連携支援事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

支援措置

- 中小企業信用保険法の特例
(事業計画の認定を受けた公益法人又は特定非営利活動法人は、中小企業信用保険の対象になる。)

農商工等連携の事例(林業・木材産業)

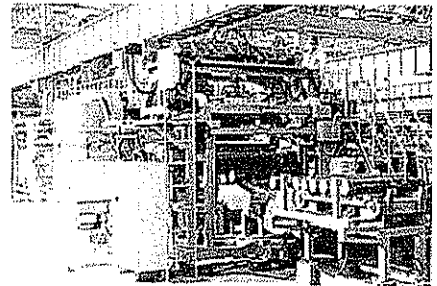
①連携による国産材合板の生産

○ 林業者(素材生産業者)－合板工場

【岩手県宮古市】

- ・合板工場は、国産材を使用した合板生産のため、小径材にも対応可能な加工機械を導入。
- ・林業者(素材生産業者)は、合板工場と協定を結び、柱用とは異なる合板用の長さで原木を採材し、合板工場へ安定的に供給。
- ・合板工場は原木調達リスクの軽減を図り、国産材を使用した合板材を生産。

小径材対応ロータリーレース
(単板製造機)



②^{みのうすぎ}耳納杉のブランド化と「耳納杉」産直ネットワークの形成

○ 森林組合－製材工場－工務店

【福岡県福岡市】

- ・森林組合は、耳納産地で伐採される杉を2ヶ月間葉枯らし乾燥し、製材工場へ納入。
- ・製材工場は、製材した木材を4、5ヶ月間天然乾燥し「耳納杉」としてブランド化して工務店へ納入。
- ・工務店は、生産者・生産履歴のはっきりした木材による住宅の設計・施行を実施。

耳納杉によって
施工された住宅

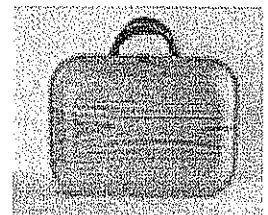


③^{やなせすぎ}魚梁瀬杉の間伐材を用いたバッグ等の開発

○ コンサルタント、デザイン業者－林業者・木材製品製造業者

【高知県馬路村^{うまし}】

- ・コンサルタント、デザイン業者は、間伐材に付加価値を持たせるため、ユニークなデザインの商品の開発を提案。
- ・林業者及び木材製品製造業者は、地元の銘木の素材(間伐材)から木製バッグ、木製電卓という新たなブランド商品を製造。



④環境に配慮した森林づくりを活用した地域材での家づくり

○ 森林組合－製材工場－工務店

【北海道下川町】

- ・森林組合は、国際的な森林認証であるFSC(森林管理協議会)の認証を取得。
- ・森林組合、製材工場、工務店が連携し、環境意識の高い消費者を対象として、認証森林や製材工場の現地見学ツアーを実施。
- ・工務店は、環境や健康意識の高い消費者のこだわりに応じた住宅生産を展開。

FSC認証森林

